

個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(本契約の申込みをすることができる者の条件)</p> <p>第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者とします。</p> <p>ただし、本契約の申込みと同時に、当社が別に定める「スマホおかしプログラム提供条件書」に規定する対象機種を購入に係るスマホおかしプログラム又は当社が別に定める「いつでもカエドキプログラム提供条件書」に規定する対象機種を購入に係るいつでもカエドキプログラムの申込みをするときは、この限りではありません。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、次のいずれかに該当する者は、当社が指定する販売店において、その契約の締結と同時の場合に限り、本契約の申込みをすることができます。</p> <p>(1) <u>NTTコミュニケーションズ株式会社のIP通信サービス契約約款別冊（以下「IP通信網約款別冊」といいます。）に定める第2種契約（定額利用料の区分が、IP通信網約款別冊に規定するタイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン3であるものに限ります。）を締結した者</u></p> <p>(2) <u>トーンライフスタイル株式会社のトーンモバイル for docomoサービス利用規約に定めるトーンモバイル for docomoサービスに係る契約を締結した者</u></p> <p>第3条の2～第19条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(本契約の申込みをすることができる者の条件)</p> <p>第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者とします。</p> <p>ただし、本契約の申込みと同時に、当社が別に定める「スマホおかしプログラム提供条件書」に規定する対象機種を購入に係るスマホおかしプログラム又は当社が別に定める「いつでもカエドキプログラム提供条件書」に規定する対象機種を購入に係るいつでもカエドキプログラムの申込みをするときは、この限りではありません。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社が指定する販売店において、NTTコミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコミュニケーションズ社」といいます。）のIP通信サービス契約約款別冊（以下「IP通信網約款別冊」といいます。）に定めるところにより、NTTコミュニケーションズ社と第2種契約（定額利用料の区分が、IP通信網約款別冊に規定するタイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン3であるものに限ります。以下同じとします。）を締結した者は、その第2種契約の締結と同時の場合に限り、本契約の申込みをすることができます。</p> <p>第3条の2～第19条 (略)</p>